

青森県報

第四千百十三号

平成二十八年
二月二十二日
(月曜日)

目次

告 示

生活保護法による介護機関の指定	(健康福祉課)	一
右 同	(同)	一
生活保護法による指定介護機関の居宅介護事業所の所在地変更の届出	(同)	二
生活保護法による指定介護機関の介護予防事業所の所在地変更の届出	(同)	二
生活保護法による指定介護機関の居宅介護支援事業所の名称変更の届出	(同)	二
生活保護法による指定介護機関の休止の届出	(同)	三
右 同	(同)	三
生活保護法による指定介護機関の廃止の届出	(同)	三
右 同	(同)	三
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の居宅介護支援事業所の名称変更の届出	(同)	四
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出	(同)	四
右 同	(同)	四
介護保険法による居宅サービス事業者の指定	(高齢福祉課)	五
介護保険法による介護予防サービス事業者の指定	(同)	五

漁業の許可等の申請期間.....(水産振興課) 五

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告.....(県民生化課) 五

右 同.....(同) 六

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告.....(同) 六

告

示

青森県告示第百六号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十八年二月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護支援事業者	居宅介護支援事業所	指 定 年 月 日
名 称	名 称	
所 在 地	所 在 地	
医療法人仁泉会	居宅介護支援事業所えがお	平成 二六・二一
八戸市大字河原木字八太郎山一〇の八	十和田市穂並町六の二七	

青森県告示第百七号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十八年二月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

医療法人 幸仁 会	名 称	介護予防事業者	
	主たる事務所の所在地	十和田市三本 字里ノ沢一 の二四九	
訪問看護		介護予防 事業の種	
訪問看護 のちのく		名 称	介護予防事業所
訪問看護 センター のちのく		所 在 地	指定 年月日
		十和田市三本 字里ノ沢一 の二四九	平成 二七・七一

青森県告示第百八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十八年二月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区 分	
		名 称	居宅介護事業者
医療法人 仁泉会		主たる事務所の所在地	
八戸市大字 河原木字八 太郎山一〇 の八一		居宅介護 事業の種	
訪問看護		居宅介護事業所	
訪問看護 センター がお		名 称	所 在 地
訪問看護 センター がお		所 在 地	変更 年月日
		十和田市西 十二番町二 の二七	平成 二六・三一
		十和田市穂 七並町六の二	

青森県告示第百九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用

する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から介護予防事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十八年二月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区 分	
		名 称	介護予防事業者
医療法人 仁泉会		主たる事務所の所在地	
八戸市大字 河原木字八 太郎山一〇 の八一		介護予防 事業の種	
訪問看護		介護予防事業所	
訪問看護 センター がお		名 称	所 在 地
訪問看護 センター がお		所 在 地	変更 年月日
		十和田市西 十二番町二 の二七	平成 二六・三一
		十和田市穂 七並町六の二	

青森県告示第百十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護支援事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十八年二月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区 分	
		名 称	居宅介護支援事業者
株式会社あ うら		主たる事務所の所在地	
青森市幸畑二 丁目六の一〇		居宅介護支援 事業所	
居宅介護支 援センター あすなる		名 称	所 在 地
居宅介護支 援センター あすなる		所 在 地	変更 年月日
		むつ市大畑町新 町一三〇	平成 二六・三一

青森県告示第百十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から休止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十八年二月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

社会福祉法人 八甲田会	名 称	居 宅 介 護 事 業 者	
	主たる事務所の所在地	居 宅 介 護 事 業 所	休 月 日 止
十和田市大字相 八甲田会 の二二三二	名 称	訪問介護	居宅介護の種
ヘルパーステーション 八甲田会	名 称	訪問介護	居宅介護の種
十和田市大字相 八甲田会 の九六六	所 在 地	訪問介護	居宅介護の種
平成 二〇一	休 月 日 止	訪問介護	居宅介護の種

青森県告示第百十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から休止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十八年二月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

社会福祉法人 八甲田会	名 称	介 護 予 防 事 業 者	
	主たる事務所の所在地	介 護 予 防 事 業 所	休 月 日 止
十和田市大字相 八甲田会 の二二三二	名 称	訪問介護	介護予防の種
ヘルパーステーション 八甲田会	名 称	訪問介護	介護予防の種
十和田市大字相 八甲田会 の九六六	所 在 地	訪問介護	介護予防の種
平成 二〇一	休 月 日 止	訪問介護	介護予防の種

青森県告示第百十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十八年二月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

有限会社友 情	名 称	居 宅 介 護 事 業 者	
	主たる事務所の所在地	居 宅 介 護 事 業 所	廃 月 日 止
黒石市大字中川 字富田一〇の二	名 称	認知症対応型通所介護	居宅介護の種
デイサービス 「花うび」	名 称	認知症対応型通所介護	居宅介護の種
黒石市大字東野 添字長坂道北一 五二のハイツロ クスト三号室	所 在 地	認知症対応型通所介護	居宅介護の種
平成 二〇一	廃 月 日 止	認知症対応型通所介護	居宅介護の種

青森県告示第百十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十八年二月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

有限会社友 情	名 称	介 護 予 防 事 業 者	
	主たる事務所の所在地	介 護 予 防 事 業 所	廃 月 日 止
黒石市大字中川 字富田一〇の二	名 称	介護予防	介護予防の種
デイサービス 「花うび」	名 称	介護予防	介護予防の種
黒石市大字東野 添字長坂道北一 五二のハイツロ クスト三号室	所 在 地	介護予防	介護予防の種
平成 二〇一	廃 月 日 止	介護予防	介護予防の種

青森県告示第百十五号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護支援事業所の名称を変更した旨の届出があつたので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十八年二月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区 分	
		居宅介護支援事業者	名 称
株式会社あ うら	青森市幸畑二 丁目六の一〇	主たる事務 所の所在地	名 称
居宅介護支 援センター あすなる	居宅介護支 援センター おおはた	所 在 地	変 更 年月日
	むつ市大畑町新 町一三〇		平成 二六・二・一

青森県告示第百十六号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があつたので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十八年二月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

有限会社友 情	名 称	居宅介護事業者	
		主たる事務 所の所在地	名 称
黒石市大字中川 字富田一〇の二	黒石市大字中川 字富田一〇の二	所 在 地	名 称
認知症対 応型通所 介護	認知症対 応型通所 介護	所 在 地	廃 止 年月日
	黒石市大字東野 添字長坂道北一 五二の一 ストハイッ ク三号室		平成 二六・二・三〇

青森県告示第百十七号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があつたので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十八年二月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

有限会社友 情	名 称	介護予防事業者	
		主たる事務 所の所在地	名 称
黒石市大字中川 字富田一〇の二	黒石市大字中川 字富田一〇の二	所 在 地	名 称
介護予防 認知症対 応型通所 介護	介護予防 認知症対 応型通所 介護	所 在 地	廃 止 年月日
	黒石市大字東野 添字長坂道北一 五二の一 ストハイッ ク三号室		平成 二六・二・三〇

青森県告示第百十八号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十八年二月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名 AKY合同会社	主たる事務所の所在地又は住所 黒石市馬場尻東二五の一六	居宅サービスの種類	居宅サービス事業を行う所 名称 所在地	指定年月日 平成二六・二・八
通所介護	だAKYまえ	黒石市追子野木一三丁目二一五の		

青森県告示第百十九号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十八年二月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名 AKY合同会社	主たる事務所の所在地又は住所 黒石市馬場尻東二五の一六	介護予防サービスの種類	介護予防サービス事業を行う所 名称 所在地	指定年月日 平成二六・二・八
通所介護	だAKYまえ	黒石市追子野木一三丁目二一五の		

青森県告示第百二十号

青森県海面漁業調整規則（昭和四十三年二月青森県規則第十一号）第八条第二項（同規則第二十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定により、小型機船底びき網漁業につき、その許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定めたので、同規則第八条第三項（同規則第二十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

平成二十八年二月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

許可又は起業の認可を申請すべき期間
平成二十八年四月四日から同月十三日まで

備考

- 一 漁業種類 手繰第二種漁業のうち、いさざひき網漁業
- 二 操業区域 東共第八号、第十号、第十二号、第十四号の各共同漁業権漁場の区域のうち漁業権者の同意のあった共同漁業権漁場の区域及びその沖合海域
- 三 操業期間 平成二十八年五月一日から同年八月三十一日まで
- 四 許可又は起業の認可をする船舶の隻数の最高限度 八十四隻

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十八年二月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあった年月日
平成二十八年二月一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人スマイルプロジェクト

三 代表者の氏名

新岡 浩一

四 主たる事務所の所在地

弘前市大字茜町一丁目一の二一

五 定款に記載された目的

この法人は、弘前市において、お年寄りやハンディーキャップを持った人たちが地域の中で生きがいを持ちながら健康に笑顔で生活できるよう、地域のコミュニケーション作りや健康増進のための支援、余暇活動の支援に関する事業を行い、ノーマライゼーション社会の実現に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十八年二月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十八年二月三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人あもり皮膚科医療支援機構

三 代表者の氏名

澤村 大輔

四 主たる事務所の所在地

弘前市大字在府町五

五 定款に記載された目的

この法人は、青森県内の医療従事者等に対して、皮膚科診療の質の向上、並びに皮膚科医療の教育、研修及び人材確保等に関する事業を行い、皮膚科医療の安定供給、皮膚科医療従事者等の知識及び医療技術の一層の向上を図ることにより、青森県民の健康増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十八年二月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十八年二月二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ケアサポートひまわり

三 代表者の氏名

山内 悟

四 主たる事務所の所在地

弘前市大字泉野二丁目八の六

五 定款に記載された目的

この法人は、弘前市及び周辺市町村の高齢に伴う身体的・精神的事由により支援を必要としている人及びその家族に対して、必要な介護支援に関する事業を行うことにより、広く地域社会の福祉活動に寄与することを目的とする。

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭